伊達地方消防組合個人情報保護法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊達地方消防組合 管理者 須田 博行

### 伊達地方消防組合規則第1号

伊達地方消防組合個人情報保護法等施行規則の一部を改正する規則 伊達地方消防組合個人情報保護法等施行規則(令和5年伊達地方消防組合規則第3号) の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

# 様式第2号(第3条関係)

## 保有個人情報開示請求書

	年 月 日
(消防組合の機関) 様	
(ふりがな)	
氏 名	
住所又は居所	
₸	Tel ( )
個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 77 条第 1 1	項の規定に基づき、下記の
とおり保有個人情報の開示を請求します。	
記	
1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)	
T PART CHIEFT DAY THE CONTROL OF CONTROL OF	
2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)	カナンナ ファッダ・台口 ナラコキ)
ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の てください。	り万法及ひ布室日を記載し
てください。	
ア事務所における開示の実施を希望する。	
<実施の方法> □閲覧 □写しの交付	,
□その他(	)
<実施の希望日> 年 月 日	
イ 写しの送付を希望する。	
3 本人確認等	
3 本人確認等 ア 開示請求者 □ 本人 □法定代理人 □任意代	 ∓⊞
プ 開か請求者 コ 本人 コ はたれ	<u>埋八</u>
1	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみな	される外国人登録証明書
□任田が「下、村内が任任証明書又は村内が任任証明書とかな	(10分下国人五球町の音)
一	<i>'</i>
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合に	
(ア) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生	
□任意代理人委任者	
(ふりがな)	
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所又は居所	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、	
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書	
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	
請求資格確認書類 □委任状 □その他(	)

#### (説明事項)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所 又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人 の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示 請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法 (事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付) について、希望がありましたら記載してください。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

#### 4 本人確認書類等

#### (1) 来庁による開示請求の場合

来庁して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

#### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

#### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第15号を次のように改める。

# 様式第15号(第12条関係)

## 保有個人情報訂正請求書

(消防組合の機関) 様		年	月	目
(ふりがな) 氏 名				
住所又は居所 〒	Tel	(_	)	
個人情報の保護に関する法律( とおり保有個人情報の訂正を請求	平成 15 年法律第 57 号)第 91 条第 1 項の規定 こします。 記	どに基	づき、	下記の
訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定通知書の日 付: 年 文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	月 報の名	日 称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)			
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明 □その他(	人 □法定代理人 □任意代理人 明書又は特別永住者証明書とみなされる外国。 □は、加えて住民票の写し等を添付してください。	人登録	流明書 )	<u> </u>
ア 本人の状況 □未成年	又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し <sup>*</sup> 者( 年 月 日生) □成年礼 理人委任者			
4 法定代理人が請求する場合、	次のいずれかの書類を提示し、又は提出し <sup>*</sup> 籍謄本 □登記事項証明書 □その他(		<del>=</del> ごさい。 )	
5 任意代理人が請求する場合、 請求資格確認書類 □委	- 次の書類を提出してください。 :任状 □その他 ( )			

#### (説明事項)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
  - 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
  - (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

#### 6 本人確認書類等

(1) 来庁による訂正請求の場合

来庁して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第24号を次のように改める。

# 様式第24号(第18条関係)

## 保有個人情報利用停止請求書

		年	月	日
(消防組合の機関) 様				
(ふりがな)				
氏 名				
住所又は居所				
₸	Tel	(	,	<u> </u>
個 1 桂却の但誰に関わて沿角(	(可含 15 左头条数 57 日) 数 00 条数 1 項の相	シッチ	~ +	て割る
	「平成 15 年法律第 57 号)第 99 条第 1 項の規定	Eに基	つざ、	ト記の
とおり保有個人情報の利用停止を				
	記			
利用停止請求に係る保有個人	   年月日			
情報の開示を受けた日				
	開示決定通知書の日 付: 年	月	目	
開示決定に基づき開示を受け	文書番号:	in 4	T1. hoho	
た保有個人情報 	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 	報の名	孙等	
	(趣旨)			
	□第1号該当 → □利用の停止 □消:	去		
利用停止請求の趣旨及び理由	□第2号該当 → 提供の停止			
	(理由) 			
1 利用停止請求者 □	本人 □法定代理人 □任意代理人			
2 請求者本人確認書類				
□運転免許証				
□個人番号カード □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	明書又は特別永住者証明書とみなされる外国	人彩结	<b>紀</b> 田書	ŧ
□ □ 七 田	り音スはいかかは石皿の音とではですのの下画	八豆蚜	) が呼ん1点	1
	には、加えて住民票の写し等を添付してください。		,	
3 本人の状況等(法定代理人)	又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し	てくだ	さい。	)
	者(年月日生)□成年	被後見	人	
□任意代3   <sub>(ふりがな)</sub>	理人委任者			
イ 本人の氏名				
ウ 本人の住所又は居所 _				
	次のいずれかの書類を提示し、又は提出し		さい。	
	「籍謄本 □登記事項証明書 □その他(		)	
	,次の書類を提出してください。 :任状  □その他(    )			
明小貝1円2世紀百炔 口多	· ILW U CY/IE ( /			

#### (説明事項)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止 決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、 住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)
- 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」
- (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

- ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、法第63条の規定 (不適正な利用の禁止)に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定 (適正取得)に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限)に違反して利用されているときと考えるときに、 $\Box$ にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。
- イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)又は法第71条第1項の規定(外国第三者提供制限)に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
- (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第 98 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

- 6 本人確認書類等
  - (1) 来庁による利用停止請求の場合

来庁して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において 読み替えて準用する同令第22条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、個人番号カード(住 民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住 者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してくだ さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができ ない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、 保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。